

## 国立市企業立地あっせん協力者登録実施要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は、国立市企業立地あっせん事業実施要綱(平成21年7月国立市訓令第61号。以下「要綱」という。)第3条第1項に定める企業立地あっせん協力者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この要領において、用語の意義は、要綱の例による。

### (要 件)

第 3 条 要綱第3条第2項に規定する登録の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)による宅地建物取引業者又は産業分類において大分類「金融業、保険業のうち中分類62 - 銀行業及び中分類63 - 協同組織金融業に分類されるものであること。
- (2) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (3) 会社名、所在地及び連絡先等をホームページ等で公開することについて、承諾すること。

### (登録申請)

第 4 条 要綱第3条第1項に規定する必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宅地建物取引業者にあつては宅地建物取引業の免許の写し
- (2) 直近の法人市民税(個人にあつては市民税)の納税証明書の写し

### (登録有効期間)

第 5 条 企業立地あっせん協力者の登録有効期間は1年以内とし、登録の決定の日から当該年度の3月31日までとする。

### (登録申請書記載事項の変更)

第 6 条 企業立地あっせん協力者は、登録申請書の記載事項に変更を生じた

場合は、企業立地あっせん協力者登録申請書記載事項変更届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、企業立地あっせん協力者が、第3条各号の要件を満たさなくなつたとき又は企業立地あっせん協力者として適当でないと認められる事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

（休止又は辞退の届出）

第8条 企業立地あっせん協力者は、企業立地あっせん協力者の活動を休止し、又は辞退しようとするときは、企業立地あっせん協力者（休止・辞退）届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年7月22日から施行する。